



第11回労災裁判が行われました！

7月26日(月)に、第11回目にして証人尋問が行われました。当日はたくさんの傍聴者が来ることを考慮し、支援する会として整理券を準備しました。午前中は全員が傍聴することができましたが、午後は定員を超えてしまったため抽選を行い、残念ながら、15人の方々が傍聴することができませんでした。

§ § 裁判内容 § §



証人は原告側からの3人のみで、国側の証人はありませんでした。

初めに内山さんの主治医である渡辺靖之さん(新小岩わたなベクリニックス院長)の証人尋問がありました。これまでの裁判で、国は、内山さんの病状は頸肩腕症候群ではなく頸椎症であると、国側の医師が診断した証拠を出してきました。そのため、渡辺医師より、頸肩腕症候群の診断の仕方や症状、国の医師の診断についての異論、症状と当時の業務との関連性、手話通訳者と頸肩腕障害、上肢だけではなく手話と音声言語の翻訳作業による疲労度、職場の上司が証言した内容の確認、手話通訳に出かけ戻ってからのデスクワークやコーディネート業務の負担などが尋問により明らかとなりました。

2番目の証人として、同じ非常勤として働いている田代夏江さん(埼玉県)の尋問です。田代さんは地域の市社協の嘱託職員として、専任で勤めていた時の具体的な業務内容や通訳場面における、聴覚障害者が不利な状況にある時や差別を受けている時などへの対応等、証言されました。

内山さん本人への証人尋問は、昼の休憩を挟み、午前・午後と行われました。

田門弁護士から内山さんに対して主尋問があり、その後、国側から反対尋問が行われました。さいたま市が合併する前の旧浦和市社会福祉協議会の臨時職員で働いていた内山さんは、外に手話通訳に出かける業務、コーディネート業務、来所された聴覚障害者への対応、集計などの事務作業などを行ってきました。主尋問は、当時の専任通訳者から陳述書が出されており、その内容を中心に尋問が行われました。旧浦和市社会福祉協議会における臨時職員時のコーディネートの流れや事務作業、また、聴覚障害者への窓口対応、さいたま市への合併での苦勞などについて、ひとつひとつ尋問が行われていきました。特に正規の専任通訳者も体調が悪かったこともあり、その分の負担が臨時職員に影響が出ていたことがわかりました。

国からの反対尋問は、病名についての質問のほか、通訳活動時間の内容について尋問がありました。これは、医療機関に通訳にいった際に診察を依頼者と待っている時の「待ち時間」を「通訳をしていない」と判断した質問でした。これに対して、田門弁護士から「待ち時間」について最終尋問があり、内山さんからは、休息しているわけではなく、診察時における通訳がスムーズに行えるよう対象者とやり取りをしながら病状等の情報収集をしていると答弁がありました。また国側からは、登録通訳者がボランティア保険に加入していた事を認識していたかについても尋問がありました。これは、登録通訳者は労働者ではないという国の考えによる質問です。当時の現状はボランティア保険で対応されていた事実がありましたが、これに対し、登録通訳者はボランティアではなく労働者であるという考えが裁判を起こしたことに結びついています。

最後に、次回の裁判期日の確認を行い、裁判(証人尋問)は終了しました。

§ § 報告会 § §

裁判終了後、弁護士会館に場所を移し、報告会が行われました。支援する会の河合会長から、「参加者全員が傍聴できず申し訳なかった。手話通訳の行為は、手を動かしている時間だけではなくその前後も含まれると述べているが、国は、手を動かしている部分だけを通訳業務とみている。通訳者のおかれている状況を明らかにしていかなければならない。」との挨拶がありました。



続いて、田門弁護士から、「国が依頼した医師が、頸肩腕ではないという意見書が出されたが、渡辺医師からは、国の医師が示した診断基準は古いとの説明がされた。また、発症原因が、頸椎や精神に起因するのではないかという質問については、無いことが明言されて良かった。」との話がされました。さらに、「国から出された陳述書には、事実関係に多少ずれがあり、コーディネートが大変だったことをはっきりさせるため、尋問を行った。コーディネート業務をしている途中に手話通訳に行き、戻ってから休憩を取らないまま業務を続行するというあたりをポイントに話してもらった。国側は、診察場面における待ち時間は、負担が少ないだろうと言っているが、国は理解しておらず、通訳の実情をはっきりと社会に示していくことが必要である。最後に登録者のボランティア保険について、手話通訳者は、ボランティアではないと言っているが、労働者ではないという事は、結局、ボランティアになる。頸肩腕のような慢性疾患の保障がされていないことを考えていく必要がある。」との助言がありました。

続いて、斎藤ケースワーカーより、「内山さんが落ち着いて答弁していて良かった。」との言葉があり、登録者が労働者かどうかは議論が必要だが、国側の医師は、社協の労災保険適用部分だけでなく、登録の部分も含めて意見書を出していたことについて説明がありました。

最後に内山さんから挨拶がありました。長時間の傍聴に対してのお礼のあと、「通訳者は今のままでは有償ボランティアとされている。手話通訳者が中心となって議論をしていかなければならない。ぜひ、議論する場を作ってほしい。」との話で締めくくられました。



今回は、全通研の運営委員から2名の傍聴があり、近藤副運営委員長より挨拶をいただきました。「大勢の方々が集まり、11回もの裁判支援を続けてきたことに敬意を表したい。登録通訳者の健康状態や労働条件は、改善の展望が持てない状況で、制度の弱さに問題があり、この訴訟と国の動きに注視していきたい。全通研としてもこの裁判を支援している。」との話がありました。

手話通訳士協会の田中事務局長、埼玉県手話通訳問題研究会の小野運営委員長にも力強いご挨拶をいただいた後、質疑応答を受け報告会を終了しました。今回は、遠くは三重県を始め、他県からも多くの傍聴がありました。いよいよ、裁判も大詰めを迎えます。今後ご支援のほどよろしく願いいたします。

現在の募金額 (8/20 現在)

1,455,925円

次回は10月18日(月)
午前10時から
(集合:午前9時45分)
集合場所 東京地方
裁判所 631号法廷前

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内
T/F 048-653-7324